4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と神奈川県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道では交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長からなる新東名高速道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県厚木市役所及び伊勢原市役所

○国土交通省告示第二百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三越

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷（昭和九年内務省告示第四百八号で指定した三越に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県田辺市本宮町三越

字尾崎弓場平

五六七番二

五七三番

五七三番一

五七四番

五七四番一から五七四番五まで

五七五番

五七六番二及び五七六番三

五七七番一

五七九番

五八〇番一

五八四番

五八八番

五九一番から五九三番まで

五九六番及び五九七番

五九八番一

五九九番

五九九番一

六〇〇番四

七七一番

七七二番一

七七二番四及び七七二番五

七七四番二及び七七四番三

一一三一番

一一三一番一及び一一三一番二

一一三二番及び一一三三番

一一六一番

一一七六番から一一七八番まで

一一九六番一

一一九七番

一二〇一番

一二〇四番

一二〇四番一

一二〇五番から一二一七番まで

一二一七番二及び一二一七番三

一二一八番から一二二一番まで

一二二三番及び一二二四番

一二二四番一から一二二四番三まで

一二二五番及び一二二六番

一二二六番一及び一二二六番二

一二二七番から一二三〇番まで

一二三〇番一

一二三一番

一二三一番一

一二三六番

一二四六番

一二四八番

字佛峠

字ヌタノサコ

字サシデクズレ

四二〇番及び四二一番

四二一番一

字小道栖込ミ原

四〇三番二

口　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県田辺市本宮町三越

字小道栖込ミ原　四〇三番一　一号から六号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平野川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字平瀬谷

一六四〇番一　一号及び四号

一六三九番　二号及び三号

一六四五番　五号及び六号

一六四九番　七号

一六五七番　八号

一六五八番一　九号

一六六九番　十号

一六七一番　十一号

一六七四番　十二号

一八一六番　十三号

一八一八番　十四号

一八一九番　十五号

一八二八番　十六号から十八号まで

一八二四番一　十九号

一八二〇番一　二十号及び二十一号

一八二〇番二　二十二号

一八四八番　二十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋口川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字樋谷口

一三一四番　一号

一三三四番　二号から五号まで

一三四四番　六号及び七号

一三四六番　八号

一三四七番一　九号

一三四八番　十号及び十一号

一五二七番　十二号

一五七一番　十三号

一五七二番　十四号から十八号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内の川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第五百二十号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字内野

一一三九番　一号

一一三四番　二号から四号まで

一一三六番　五号

一一三二番二　六号

一一二七番一　七号

一二四一番一　八号及び九号

一一五一番三　十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関

字大吹越

一三四四番　一号

一三三九番　二号及び三号

一三六八番　十五号及び十六号

一三六六番　十七号